

Title	フランス革命の土地問題
Sub Title	Le problème foncière devant la Révolution française
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.10 (1973. 10) ,p.707(1)- 721(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19731001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19731001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス革命の土地問題*

渡 辺 國 廣

始めに
土地の解放
土地の移動
終りに

始めに

土地とかかわる仕方が、どんなふうなことになっているか、いうところの土地所有だが、これは、いかなる社会、どんな時代においても、もっとも基礎的な制度だと思う。ここで基礎的という時、それを抜きにして、いかなる社会、どんな時代についても、満足な理解が得られない、といったくらしいのことに考えてほしいのである。こうした土地所有であるが、一体フランスでは、それを、どういう意味で、基礎的な制度たらしめていたのであろうか。これをめぐって、以下では、フランス革命が土地所有に対し示したところを、革命の諸立法を手がかりに、探ってみることにした。周知の如く、フランス革命は、近代を、フランスに持込むためのものであったわけで、近代の基礎にすえらるべく、土地所有について、模様替えがおこなわれたのも、しごく当然のところであった。そしてこの模様替えの過程を知ること、といっても、ここでは、土地と対する関係を取仕切る、法的枠組といったものの考察につぎが、にもかかわらず、かかる考察が、フランス革命のめざす近代というものを理解する上の、前提であることは、今までいったところからも自明であろう。

私、最近やっと、長く興味をつなげそうなテーマにたどりついた。所有ないし土地所有を、フランス経済史を下敷きに考えてみよう、というのが、それである。以下に述べるところは、このテーマと関連し、まとまりかけた第一作といったらしいものの、まとめ部分に相当しよう。この第一作、「フランス革命の土地問題」とでも題してしかるべきかと思うが、二部よりなる。第一部は「土地の解放」。周知の如く、フランス革命は所有について、絶対といっており、これを革命は、所有にま

* 本稿は最近2回の学会報告からなる。ただしゃべるといっただけでは、まっとうに声が通りにくいという感を深くしたので、準備したままを並べてみた。重ねてご批判を賜われればと念じている。

つわる、領主規制の排除ということのなかで、達成できるとした。この過程を追ったのが、第一部。土地所有をめくり模様替えが画策されるわけだが、その際基底に置かれたのが、土地に対し動きを与えるという手法であったというのが、第一部の結論であった。これを受け、第二部を、「土地の移動」ということで、まとめている。その狙いとするところを、一言すれば、国有地の払下げをめぐる起った、土地の移動の性格づけである。とにかく土地が動かなければならないわけで、この基調が、国有地の払下げという場に移された時、一体どういうことになったか、みようとした。私の「フランス革命の土地問題」では、土地が動くため必要な環境づくりがいかに進み、これを踏まえ、土地を革命はどう動かそうとしたか、こうしたことが、内容として考えられており、第二部では、国有地を中心に、土地が動くということの意味を探ってみたということになろう。当然ながら、入会部分の分配も、第二部の内容に含まれる。

土地の解放

一

土地と対する関係を、どうきめてかかるか、これくらい古くて新しい問題はない。今日でもやはりこれが、対決を求められた重大な課題であることに、誰も異存はないはずである。そしてこうした問題が、社会に変化を持込もうという際、とくにあらわに前面に打出されてくることは、今の今でも、体験するところである。フランス革命もまた、同様の問題を抱込むことになって当然であった。この同じ、土地とかかわる仕方をめぐってとられた措置を、以下では、革命の立法手続を手がかりに、検討しようとした。周知の如く、フランス革命は近代を実現するため戦われたのであるから、土地とかかわる仕方を、どうきめていくかをめぐり、そこに近代なるものが投影されてくるのも自然の成行であろう。従って以下の叙述^{*}、土地と対する関係における近代とは、フランスにおいて、一体、何であったのか、そのへんの理解につきるといわけである。

二

土地とかかわる仕方としては、à propriétaire ともいべき状況を、真先に挙げなければならない。革命までのところでいえば、à propriétaire なる所有の形態は、alleu, fief, héritage に大別できる。

* これに必要な材料はすべて、私の稿に仰いだ。本誌64巻8号所収「自主地 分与地 世襲地」 65巻8号所収「フランス革命の土地所有」 64巻12号所収「利用と所有」 65巻5号所収「フランス革命と地役権」参照。

まず *alleu* だが、自主地とも訳されよう。そこにおいては、何に対して自主かという、相続をめぐってである。相続について、*alleu* では、まったく制限がないのであった。こうしたことを守るのは、容易でなかったようである。にもかかわらず、土地とかわり、*alleu* という状況を続ける地方の全体で、フランスのなかば以上が占められていたのも事実であったようだ。土地と対し、*emphytéose* という状況にある者の場合も、土地の処分について、何の拘束も受けない。*emphytéose* という時、永代所有なる訳語がふさわしいと思うわけだが、通例これは、入植者のため認められたところであった。土地と対し、彼は非常な苦勞を続けてきたわけである。そう考えてくると、土地の処分について制限がないということ以上に、土地とかわる者を優遇する措置はなかったとみて差支えない。

しかし続く、*fief* という場合、これには分与地なる訳が適当と思うのだが、土地の処分について、自主的に振舞うことができるという、先の状況が、貫かれるとは限らないのである。例えば、*fief de profit* という約束で土地と対する場合、売買した時、取得者は、軽少な額とはいえ、移転税というものの支払を義務づけられている。またほかに、相続税を要求された。しかしこの相続税、直系の者の場合は免除である。そして方向としては、免除を受け得る直系の範囲を拡大して考えるという状況にあった。相続税が取立てられるのは、それからはずれた者が継承した時に限られる。しかし額については、領主の勝手が強く作用したのであった。ところでこれは、相続者の再生産を拒否するほどのものが取立てられたことを意味しない。むしろ相続税は、軽減されるという方向にあったのである。ついにそれは、少額の貨幣負担に到着した。しかしもともと *fief* という時、こうした不定期の負担、従ってそこにはしばしば、不確定の要素が含まれるわけだが、そんなものがあるてはいけない。というのは、*fief* が、もとは領主の直轄分であり、その性格上、*noble* とみられなければならないからである。こうした事情を反映し、単に *fief* としてだけ出てくるような場合、また *fief d'honneur* ないし *franc fief* という場合では、負担について、不定期的なものは落ちていく。そして単純に *fief* と出てくる場合では、負担が、きまった日時に召上げられ、また所定の必要に応じ取立てられるというふうに変っていくのである。後者の、*fief d'honneur* ないし *franc fief* では、土地と対し、無償ということになってしまった。そこでは、*alleu* と違い、臣従ということについてすら、義務がないのである。それはともかく、*fief* と出てくる、3つの場合を、全体的にみた時、土地をめぐる処分について、制限がまったくないというわけにはまいらない。移転税、相続税があるということで、土地の処分には、ブレーキがかけられた。もちろん、そうしたなかにも、制限を取っばらおうという動きのあったことはいなめない。

次には、*héritage* に触れよう。これについても、*fief* と同じく、3つの場合が考えられる。*héritage* という時、世襲地と訳していいわけだが、これに及ぶ規制には、家産税なる訳語がふさわしい *cens* のような、定期の負担のほか、移転税、相続税を核に、不定期の負担が課されるという状況が

あった。しかし定期の負担は、無視しても差支えないというのが実情である。また不定期の負担についても、移転税などは、ただ例外的に残り、しかもその額は低くなっていった。相続税については、血縁者に継承される限り、免除するというほどである。血縁者の範囲は、ここでも相当に拡大された。しかも不定期の負担は、減額されるどころか、しばしば解消さえていくのである。こうしたことにより土地と対することを認めるのが、*bourgage* と呼ばれる状況にほかならない。もはやそこでは、*cens* というような、定期の負担が求められるだけで、土地の処分にとまなり規制は、すべて解消している。ただ注意を要する点は、*bourgage* が、都市における所有に限り、みられたことであろう。一方 *mainferme* といわれる場合には、移転税が欠落するだけであった。ところが、*bordeillage* という時、*bourgage*, *mainferme* とは違い、*héritage* であるにもかかわらず、没収を受けることが多いのである。土地の処分について、そこでは、自主的に振舞い得る幅というものが、縮小される方向にあった。同じく *héritage* でありながら、現物家産税ともいふべき、*champart* によって示されるような、定期の負担を義務づけられている場合、收取の重点はもっぱら、定期の負担に向いていた。そして移転税、相続税を核とする、不定期の負担については、これが欠落する場合のほうが、むしろ普通ですらあったのである。しかし *quevais*, *matte* では逆に、相続を実子に限るといふ、強い限定が打出され、そのことによって、收取の確実化に、万全を期そうとしたほどであった。また同じ、*héritage* でありながら、*rente* の負担を義務づけられている場合は、定期の負担、不定期の負担、このいずれもが消失してしまう。そして *rente* により示される負担は、単に地面にかかわる負担の性格を色濃くしていったのである。この限り、*rente* を、利用税とも訳していると思う。*rente* という時、土地を介し、全人格的な支配を打出そうとした、これまでの伝統は、後退を続けていった。負担というものが、土地による直接の成果に限られたわけである。こうした基調に立つものにはまた、*locataire perpétuelle*, *héréditaire*, *landsiedelei*, *cologne* という、所有の形態があった。負担を軽減し、そうすることで、土地への努力の、安定的投下を願うというのであった。*héritage* という時、これまでに触れたところでも明白かと思うが、*champart*, *rente* では、土地とかかわる仕方が、かなり崩れてきている。前者が広く後進地に、そして後者が通例辺境にみられたということからすれば、これも、十分に察しがつこうというものである。*héritage* では、何といても、*à cens* という場合が主流であった。その特徴を一口でいえば、土地が、血縁者の間に維持されたことであった。そしてこれに必要な措置として、相続税をめぐる制限が、ある場合には強く、ある場合には弱く、いずれにせよ最後まで残ることにもなっていくのである。

à propriétaire なる状況にあるということで、何がめざされたか、そのあらましを、*alleu*, *fief*, *héritage* の3つについて、触れてみた。全体を通していい得るのは、*à propriétaire* に、安定できるということであったのである。そのこと自体、革命の関心事と一致するとみていいわけだが、しかし安定ということについて、相続を介し土地が、血縁者に間違いなく継承されなければならない

との限定が付されたのは、問題であった。革命では、権利の前に franc であることが願われたという事実を、思っほしい。土地を血縁者のなかに封込めようという時、革命はこれを、不定期の負担を核とする、領主の傘とみて、その排除に乗出したのであった。従って革命で、à propriétaire について franc という時、何よりもまず、土地の処分をめぐり、何の規制も及ばない状況の設定ということになる。これを要するに、革命がめざしたのは、処分について重大な拘束の残る、fief, héritage を、何とか alleu に転化する努力というほかなかったのである。しかし土地の処分について制限が消えていった時、それがきっかけで、土地移動が活発化するのには当然であろう。土地を動産化するに容易な環境づくりにこそ、革命のめざすところがあったといわざるを得ない。

問題は、それに必要な手続にあらうか。土地の処分をめぐって制限が及ぶということ自体、既成の事実であり、かかる以上、それが何であれ、侵害できないとする革命の基調のなかにあつて、革命は何か、à propriétaire について、franc という事態の実現を期さなければならなかった。いろいろと模索が続くのである。そしてまた土地動産化の途をめぐり、振幅が大きかったというのも実際であった。このことを反映し、革命の政治過程もまた、複雑に動くことになった。しかも革命とはいえ、ことを運ぶに際し、決して無原則であったというわけではない。底流としてそこに、2つのことがあつた。1つは賠償主義と訳すことも可能な, rachat である。その2つだが、franc にまで達するため、土地とかかわる、彼の、もともとの資格、titre primitif について、これを示す文書、ないし証言があること。革命の過程とは、かかる2つの原則をめぐって、当事者間で、どこまで折合えるのかということにつきるといふものである。憲法制定議会では、titre primitif が証明できなければ、rachat の行使も許さないということになっていた。つまり、土地とかかわる、その仕方が確証できる限り、賠償を払い、franc の状態にはいることができるというのである。逆に titre primitif を明かす記録がなければ、土地と対し franc という状況にまでいたることは望めない。これを克服したいとするのが、立法議会であつたわけだが、そこでは単に rachat について、手続上の緩和がくわだてられたというだけにとどまつた。titre primitif がどうか明かせることは、依然として、franc にいたる関門であつた。文書の残ることが困難であれば、この関門は、越えがたい関門ということになるのである。こうしたなかで、franc という状況になり得られない場合が多く出た。対外的に緊張が高まり、国内の統一ということが望まれた際、かかる取りこぼしが出ることは、ゆゆしい問題であらう。必要なのは、国民的合意ということであつた。そこにいたるべく、国民公会では、2つの原則を没にすることで、ことを処そうとしたのであつた。

土地とかかわる、もう1つの仕方に、à location がある。à location という場合、利用権を持つ者として、土地と対する状況にほかならない。à location という際、通常的な形式としては、à rente foncière という状況が挙げられるわけである。事実これはフランスで、ほとんど全土的に普及するところであつた。à rente foncière に対しては、利用強要権という訳が適當である。利用するとい

うことについて、利用権を持つ側が、強い立場にあったからにはほかならない。という時、利用権を持つ者は、土地による収穫についてだけ、負担のことを考えればよかつたのである。実際いって負担は、純粹に彼が汗した収穫物だけに限られていた。しかしこうした負担のため、労働による収穫の圧倒的部分が召上げられる。にもかかわらず、à rente foncière という時、かなり寛大な扱いというほかない。しかしもちろんこれも、大きな代価を見込んでの寛大さであつたというのも事実であつた。第一、à rente foncière なることで利用権者になつた時、彼は、採算を度外視、汗した分から負担として、大きな部分を差出すことを求められていた。加えて、たとえ欠損でも、それが強要されるという始末である。こうした強制に彼は、個人として責任をおうことになつた。それを、誰に対しても、転嫁するというわけにはいかないのである。現に、土地を担保に借金することが、禁止されていた。負担が彼の労働に限定されたこと、それ自体、利用権者の立場が強いことを示すのだが、もう彼は、欠損が出ても、土地から離れることができないのであつた。彼に及ぶ負担というものが、彼の労働という一点に整理された時、それと引替えに背負込んだ犠牲というのも大きかつたわけである。彼は貧窮のまま土地にとどまり、強制された負担に応ずるといふほかなかつたのであつた。何とか土地にありつけても、彼は常時この土地により、再生産に必要なだけ得るといふことがない。事実また、こうした事態は頻発した。

この、同じ、à location という状況が、現実の複雑な要請に応ずるため、いろいろと違う形式をとってくることは自明であろう。国境に近いとか、戦争によるとかで、過疎状況にある地帯では、人口誘致の必要にかられ、利用を申出る者に対し、優遇措置を打出すのは当然のところであつた。こうした種類に属すると思われるものに、mauvais gré, droit de marché, métairie perpétuelle の3つを挙げることができる。mauvais gré ということ、利用権者になる場合だが、利用を無理じいするというのが、これにぴったりの表現であろうか。利用を拒否された時、彼は暴力も辞さないのである。もっと勝手なことに彼は、自分の都合で、土地を離れることができた。従つて、何は何でも土地に踏みとどまり、責任を強要された、先の、à rente foncière の場合と、根本的に違うのである。もはや彼は、その土地について、有利な地位にあつたといわざるを得ない。そしてこの点は、利用権を持った土地について、彼が唯一の購入権者であるということにも現われてくる。droit de marché という状況は、協約による利用といふことができる。協約に違反しない限り、その代償に、彼が受取つたところといへば、血縁者に向かい、利用権が間違いなく引渡せるということであつた。そしてこれは、国境地帯に人口を誘致する手段として、大きな意味を持ったのである。利用することについて、継続を認めるわけだ。これくらい利用権者にとり、魅力的なことはない。継続を認めるということをや、彼に及ぶ負担の額が引上げられたことでも、これは明白であろう。métairie perpétuelle という場合だが、ここでは、収穫について利用権者に要求されたところが、ごく軽いのである。それだけに、人口誘致の必要も高かつたのであろう。収穫から、一部を差出すこ

とですんだわけだ。かかる状況を、ここでは、分益とっておく。しかし差迫まった人口誘致のため、単に収穫から差出す分を減じたというだけでは完璧といえない。血縁者には、継続利用を認め、彼が追放される場合があっても、3分の1は彼の手許に残ることになっていた。こうした限り、利用権を没収することで、没収する側が、ことを有利に運び得たとはいいい切れない。たとえ追放の心配があっても、彼は持続のうちに、利用権者たるの地位を守っていたのであった。

また新開地について、à location は、独特な形をもって現われて当然であった。それらには、例えば、à complant, à convenant というのがある。contrat de complant というので、利用権を得る場合、ぶどう栽培の収穫から、一部を差出すという状況といたらい。こうした約束が守られる限り、彼はいつまでも、その土地にすわることが認められたのであった。継続利用が許されるわけだが、それに加え、この場合、土地の処分をめぐる、かなり寛大な扱いがなされていた。単に血縁者に土地を渡すについて、相続税が欠落したばかりか、売却、交換、贈与すら、無制限に許されていたのである。しかしこうした自主を認めるかわりに、ぶどう栽培ということだけは強く要求され、守ることが、暗黙のうちに了解事項とされていたのであった。もはやこれでは、利用権を認めた側の立場は無視されたも同然であろう。ただ彼は、その土地に原生する樹木について、処分権を保留しただけであった。à convenant では、こうした保留分すら消え、土地に原生する樹木について、利用権者の自主にまかせるのである。こうした時、利用権者は徹底的に優遇されることになろう。そしてこのことは、収穫物に及ぶ負担についても波及していったのであった。もう彼は、年々の収穫から、年々きまった一部を差出す必要もない。何年に1回ということになるが、その時も、貨幣によろうと、現物で出そうと、選択は自由であった。その代価といてもいいわけだが、利用権者としてすわることのできる期間をめぐる、9年を越えてはならないという限定が現われた。しかしこうした年限により、利用権者が不利に追込まれるということはなかったようである。というのは、収穫から、負担として差出す際、猶予期間があり、しばしばその期間が9年を上廻っていたからである。そればかりか、彼の都合によらないで、立退きを求められた時、彼はそれまでにした労苦に対し、賠償を受けられる仕組になっていたのであった。こうしたことであれば、もはや利用権を認めた側の立場はない。以上が、à convenant というので利用権にありつく場合のあらましであるわけだが、これに対し、当を得た状況というような感じ方がなされていたことは、利用者の側からみて、もっともなことといわざるを得ないのである。

à location というので、土地とかがかわる、さまざまな場合について触れてきた。注意すべきは、土地と対し、継続ということが重視され、たとえ欠損でも、土地の放棄が許されなかったという点であろう。かかるからには、土地を介し、支配関係が、恒久化されるわけで、こうした事態に納得できないとするのがまた革命にはかならない。だからといって革命は、利用権者を受入れるほどの、大所有者の側の立場を無視することができなかった。そしてこの間の調整こそ、革命が果さなければ

ばならない、大きな課題であったのである。妥協の方法として革命では、利用権について、長期に継続であるという点を問題にし始めた。そして新しい利用権について革命は、期間の厳密な設定を打出すことにしたのである。これにより革命は、利用権者を受入れた、いわば大所有の側を侵害しないまま、好意的な配慮を、所有にあずかり得られない者のため、与えることができると信じたのであった。期間の設定により、今は誰も、利用権を介し土地と対する時、いつかの彼の都合ということすら主張することが可能となった。こうした事態こそ、革命の精神に合致するところでもある。革命の基調からすれば、人間の躍動のため、十二分な場を構築しなければならず、利用権が恒久化されることで、土地をめぐる上下の関係が恒常化するの、何としても避けたいところであったのである。

革命によっても、利用権者がついに、利用権を認められた土地について、à propriétaire にまでいたるといえることはない。彼はただ、利用権を認められた土地について、彼の都合を貫徹できたというだけのことである。こうして革命は、土地と対する人間のかかわり方に、動きというものを持たせようということになっていったのであった。利用権をめぐる、変化は著しいわけである。決定的な点は、利用権と対し、利用権者に許される裁量の幅が拡大したことにあるわけである。利用権における新しい状況というのは、期間の設定という事態につきる。これにより社会が対立する2つの陣営にはっきり色分けされることもなくなった。有期の利用権にしたことにより、色分けのない社会の実現が可能と、革命は考えたのである。

三

革命は、à propriétaire, à location に向かって、いろいろとアタックを試みた。そのあらましが、以上のところで触れられた。

結局のところ革命では、土地とかかわる仕方というものを、franc という状況にまでもっていきかけたのである。革命で franc という時、これまでのところで明白と思うが、土地を手放す、ないし土地から離れるについて、franc ということであった。革命をきっかけに、土地とかかわる仕方のなかに、動きというものが持込まれたといわざるを得ない。もう土地と対し、取捨が自由である。フランス革命は、こうした状況の実現に手をかけたのであった。土地を、血縁者に送込むだけが、有利とは限らない。しかしまた誰も、土地にべったり、がんじがらめになっている身の上をなげくこともないのである。フランス革命がめざした近代は、土地関係のなかに、そうしたものとして投影されたのであった。

フランス革命でも、近代の、原像というものが、追い求められたといわざるを得ない。ただフランスでこれが、土地と対する関係に没するという方向で作用しなかったことは事実である。現実、

フランス革命の土地問題

土地と対し、小所有と大所有が、安定的に並存することになる。小所有が先進地に、大所有が後進地に、どっかり根を下したことは、これまでのところから、納得していただけると思う。土地とかわる時、franc ということにしても、とにかく、小所有、大所有、いずれか1つに整序できなかったのである。こうした結末については、近代を持込む姿勢以上の問題があったといわざるを得ない。ただここでは、フランスが19世紀に国際社会のなかに投込まれた時、特殊な対応の仕方しかできなかったという点を、触れるにとどめ、結びとしたいと思う。

土地の移動

—

フランス革命と関連して、国有地の払下げということは、よくきくところである。以下では、この、国有地の払下げの過程を、革命の諸立法のなかで追ってみた。

いうところの、国有地だが、これには、2つの起源がある。聖職者から没収した土地を主体に構成されたもの、これが、第1種国有地といわれたもの。聖職者から没収したについては、もとより陳情書による突上げがあつたことだったが、そこにいたるまで、革命としても、没収について、何とか理由づけする必要を感じていた。という時、革命下とはいえ、没収には異論が出たからにはほかならない。かかる異論は、当然のことながら、既得の権利については、その起源に不当な点があつても、これを尊重するという、革命の基調を根拠にしていた。この基調が高く掲げられた時、革命といえど、なすすべがなかったわけで、こうした法律論に対し、聖職者から没収しないのは、土地について経済性を無視したものだとの、反論が出された。しかしかかる経済論とて、聖職者の下で、土地が経済性の低いままとどまっていたことの、確たる証明の上にいわれたものでなかったため、革命の支持を得ることができなかった。法律論と経済論と、聖職者所有の土地をめぐるのは、議論が大きく対立したのである。にもかかわらず、革命の下、実際いって、聖職者からの没収が敢行された。そしてこの根拠に革命がすえたのは、ほかで、より役立つならば、いかなるものも、革命という名の下で、これを革命のため、いかようにしてもかまわないという、それこそ革命にふさわしい原理であった。この原理の具体化される場が、何よりも聖職者所有の土地であったことは、革命以前においても、聖職者所有の土地が、改革の名目でよく没収されていたという伝統にかかることだと思う。また第2種国有地と呼ばれているのは、亡命領主の棄却地を主軸に構成されたものである。

こうした没収分をめぐる、革命としては、そのよりよい利用を考えなければならなかったわけ

* 本誌65巻12号所収の私の稿「国有地とフランス革命」を参照。必要な材料はすべて、そこに仰いだ。

であろう。もっとも没収した以上、その、よりよい利用について、目当てがあったことというまでもない。その目当てが、実は、払下げであった。払下げが、土地の、よりよい利用に通ずるということについては、革命の時代が、インフレの時代であり、土地の払下げで流通手段を回収し、インフレに終止符を打つことが可能ならば、土地の利用、これにまさることないのは、申すまでもないのである。没収分の払下げを介し、インフレの解消が狙われたのであった。インフレの解消に向けて使うのが、没収分のよりよい利用法であることは、インフレというものが、いかなる場合にも、社会に、極端な不均衡を持たむことから明白である。革命としては、平等ということで、こうした不均衡の解消に従っていたのだから、払下げにより、土地というモノの供給を増し、インフレの鎮静に役立てることができれば、これ以上に没収分をうまく利用したことはないのである。加えて、土地の供給を増しながら、すでに土地をめぐり、あらわになっている不平等が是正できれば、没収分を払下げた効果は絶大といわざるを得ない。

こうした意味を持つ払下げであったが、国有地が払下げられた時、最初、第1種国有地に限られた。しかしやがて第2種国有地についても、払下げが断行されるわけである。もっとも第2種国有地だが、大半は、買手のないまま、結局のところ、旧所有者に返還されている。そのことはともかく、払下げが、革命期を通じ、活発な土地の移動を惹起する原因の、1つとなったことはいなめない。土地を、こう回転させていくことのなかで、インフレに終止符を打とうという、財政目的がどれほどまで効果があったか、これくらい評価のむずかしい問題はないが、それに答える、1つの方法は、土地というモノに対する、資力ある者の執着、というより投機心が、どれだけ減退したか、みることにあろう。減退したとなれば、国有地の払下げで革命が願った、もう1つのこと、つまり、払下げを、土地による自立をめざしながら、土地の不足をかこつ者のため必要なだけ土地を買いたさせる、チャンスにしようという意図が、生きてくる。事実また革命は、そうした意図を生かすべく、真剣であった。問題は、それが、どこまで持続し得たかである。しかし革命は、国有地の払下げを、社会的目的に供すべく、結局のところ、投げやりの態度に落ちていったが、その背後に、資力ある者が土地を勝手にしようという力が作用したことを、見逃すわけにはいかない。土地をめぐり資力ある者の勝手を許すような時代はまた、インフレの時代にほかならず、革命はそれこそ本腰をいれ、国有地の払下げを介し、インフレの鎮静に従うほかなかったのであった。

二

ともあれ革命は、土地所有における不均衡の是正という、革命が避けては通れない、課題の解決に、国有地の払下げを利用した。革命は、土地所有の不均衡に泣く、従って革命が何はさておき、手を差しのべなければならぬ、購入余力に劣る者に向かって、国有地からいささかでも流れるよ

う、手を打っていた。こうした配慮の下、問題は、国有地の払下げ、競売による、有償の払下げであったが、それにもかかわらず、購入余力に劣る者が有利に動けるよう、ことが運ばれたかである。

革命の諸立法のなかで、それを追ってみると、第1に、革命の下、国有地を格安に払下げなければ、たえず配慮されていた点を、挙げるができる。そうした配慮は、競売により革命がめざした最低のところ、農用地について、いち早く、もとの所有者が、賃貸関係によりそこから、1790年に得ていた収入の、22倍という額に定着し、重要なことは、物価の上昇が避けられない、革命の時代にあっても、終始変更のない規準としてそれが、競売に際し使用されていたという点に集約化されていると思う。そしてやがてこの方式は、単に農用地に限らず、他の種の国有地の払下げにも適用されることになった。ただし倍率は、農用地の場合より、低く抑えられている。従って農用地よりは、買いやすかったわけであろう。こうしたことの進め工合からみて、革命は、国有地について、これを、物価の上昇の、ソトに追いやろうとしていたといわざるを得ない。国有地が格安に購入できるのは、そうした結果であったのである。なるほど、格安であれば、購入余力に劣る者にとり、好都合である。しかしまた、購入余力ある者にとっても、格安ということは、買気をそそる十分な理由となった。従って格安であるということだけで、国有地の払下げが、購入余力に劣る者にとり、有利であったとはいきれない。格安であれば、買手が殺到し、にもかかわらず、競売である時、値段は釣上げられ、購入余力に劣る者が出る場もなくなろうというものである。格安ということをもットーに、国有地が払下げられた時、国有地市場はいたずらに過熱するばかりであった。そうしたなかで革命は農用地について、払下げにより革命が期待しようという額を釣上げ、競売の門戸をせばめることにより、購入余力ある者の側に加担していた。もはやその限り、購入余力に劣る者が国有地の払下げで狙った、本命は、ついに彼の手には落ちないようになってしまった。単に格安に抑えられていたというだけのことでは、国有地から、農用地を、若干なりと買ったすべく、農用地の不足をかこつ、従って、もともと購入余力に劣る者の努力は、ついに徒勞に終わってしまった。しかしまた、第2、購入余力に乏しい者にとり、支払を、すべて終えるまでの期間が長ければ長いほど、望ましいこと、いうまでもない。革命もまた、国有地からの払下げに際し、この点は、心得たものであった。しかし猶予期間の変化をたどってみると、革命が徹底して、購入余力に乏しい者の側に立ったとは思えないのである。むしろ購入余力に劣る者を蹴散らしながら革命は、国有地の払下げを進めたというのが、本当であろう。払下げに応ずる者が多く出て、ことが順調に運ぶとわかった時、革命は支払を終えるまでの期間を短縮しようと、それこそ、なりふりかまわなかったのである。この点は、例えば、払下げを決定した、最初の段階では、12年の均等分割といいながら、これを一挙に、農用地について、4年半、しかしそれ以外は2年10ヵ月に短縮しようとしたことから、明白だし、また、第2種国有地を払下げるに際し、分割して売出すことで、購入余力に劣る者の便宜を考え、支払も、20年の均等分割としていながら、払下げを、いざ実行に移す段階では、

9年に短縮してしまっていることから、理解できる。これでは、購入余力に乏しい者に対し、入札のための門戸を広く開放しようというのも、ただ単なる姿勢でしかなく、むしろ、高く買ってくれる者だけを相手に、代金の回収を早めたい、従って、払下げを、もっぱら財政目的に供しようという意図が強いわけで、いわば、本音にも近い、このあたりのことは、その後も、しばしば、みられるところだったのである。そしてこの点、第1種国有地についても、第2種国有地同様、分割して売出すことにしてからというもの、さらに露骨化していったのであった。現に、支払を終えるまでの期間を、第1種、第2種の別なく、6年に短縮している。しかし支払猶予の期間をめぐり、これを短縮するということは、革命の経過のなかで、いよいよ極端化されていった。対外緊張に対処すべく、国民的合意をめざしたはずの、従って、どうしても資力に劣る者のため、払下げの門戸を広くしておかなければならない国民公会の下で、猶予期間は極端に短縮されている。このこと以上に、革命が払下げに託したところが、一体、何かを、如実に示すものはない。もはや、財政優先は、明白である。払下げが狙った社会的目的は、いつしか、後退してしまった。それと共に、猶予期間は、3ヵ月ということになっている。年単位の猶予が、月単位に変わったわけで、その後、さらに、この月単位から週単位に短縮されてしまった。革命は、総裁政府から統領政府へと、次第に、反動性を深めていったといわれているが、その一端を、例えば、上述した、支払期間の短縮化により、資力に劣る者を払下げから、従って土地所有のチャンスから、締め出そうとしたことの中に見出すことができるというものである。しかし、支払について、こうした短期決済が強要されたため、資力に劣る者が、土地にいたるチャンスが狭められたばかりではない。注意すべきは、猶予期間の短縮化ということのなかで、初回の支払分が引上げられているという事実である。払下げが決定された、最初の段階では、初回の支払分が、購入代金の、多くて3分の1を上廻ることはなく、農用地については、10分の1程度に抑えられていたり、また、第2種国有地を払下げ、これにより土地に接近するチャンスを増そうとした国民公会の下でも、初回分が購入代金の10分の1と規定されておったりしたが、第1種、第2種国有地を同列に扱うという際、支払猶予を、前述したところでも明白だが、6年に短縮した段階では、初回の支払分を、購入代金の4分の1としている。その後、この率は、支払猶予期間の短縮につれ、3分の1に引上げられ、猶予期間が週単位になった段階では、ついに2分の1まで釣上げられているという始末である。加えて、購入代金を期前に支払う者には、報償金を出そうという。今や購入余力ある者は、国有地の払下げで決定的に有利な地位に立つことになったのである。こうした成行に、革命はさすがうしろめたかったらしく、いうところの弱者の保護のための措置を、国有地の払下げについても、折込もうとした。第2種国有地から、革命に忠誠を誓う、資力ない者に対し、分与するというのだが、しかしこの場合も、有償という線を崩すことはなかったのである。とはいえ、資力に劣る者には、慈悲心を配し、革命は、その一方で、資力ある者の行動に、全面的に寛容であった。かくも寛大でなければならないのは、資力ある者から、

購入余力を、何としても吐出させたい一心からであった。それほど、インフレは克服し難く、国有地の払下げについて、支払を、アッシニア債やマング債のほか、現金でよしとした時、革命の、インフレに対する焦慮のほど、いかに大であったか思うべきである。もはや資力のない者が取残されるのは明白であった。そしてこれに拍車をかけたのが、第3、共同購入した上で、共同購入者の間で分割するという措置が、瞬時にして停止されたことであろう。もうこれでは、購入余力に乏しい者の進出は、封じられたも、同然である。こうしたしめつけが、国民公会の決定であるということは、国民公会の下で、支払猶予の期間が、一挙に短縮されたという、前述した事実を含め、国民公会の性格規定、ひいては革命の位置づけに参考になろうかと思う。国民公会といえは、もっとも花々しく平等が説かれたという理解が強いられるわけだが、国民公会は、その後続く、反動を準備した時期というほうが妥当である。たしかに革命は、可能な限り多くの者を、土地所有にあずからせねばと思っていたが、共同購入を封じようという時、かかる目標は、無視されたことになってしまった。

三

国有地の払下げをめぐる、以上では、これを取仕切る法的枠組について述べた。それも、国有地の払下げが、社会的目的に奉仕する限りで、どうあったかに限定、えぐり出してみたわけである。上述したような法的枠組の下、ことが正確に運ばれたということであれば、国有地は、購入余力ある者、従って少数の限られた者の手に、まとまって流れていくという結末になっても、おかしくはない。加えて、買手のない分については、これを旧所有者に返還するというにしている。こうした限り、土地をめぐる不均衡が是正されるどころか、ますます助長されること、疑いなしとせざるを得ない。今や国有地の払下げでこそ狙われるべき、土地所有のチャンスから、圧倒的多数が、縮出されてしまった。国有地の払下げを、取仕切る法的枠組からみた限り、革命は土地所有をめぐる不均衡を是正しなければという、社会的目的の実現を放棄してしまったのである。しかしこれにより革命は、資力に劣る者を見殺したとは思っていない。むしろ資力に劣る者を、革命により優遇できたとすら考えていたようである。革命は勝利のため、いかなる局面に立っても、資力に劣る者を味方に引込まなければならないわけで、それに必要な手段の選択に迫られた時、革命は国有地の払下げをめぐる、資力に劣る者が土地所有にいたるチャンスを多く準備するという手段をとらず、財政負担を、資力に劣る者について、重くしまいという方式を選択しただけなのである。そして実は、こうした選択の反映と、国有地の払下げをめぐる、いろいろ打出されたところのものを、みるべきかと思うのだが。

払下げられた国有地が、購入余力ある者の手に集中するのは自明であろう。国有地の払下げにと

もない、かかる事態が結果したについて、革命としては不明を深く恥なければならぬ。が、しかし、社会的弱者のため土地所有にいたるチャンスを増したいという姿勢を、革命のうちに見出すことは困難であった。土地の移動に、同じく手をかすことになろう、かの、入会部分の配分に際しても、革命はついに、社会的弱者を土地所有者に仕上げるべく、何の手伝いもすることなく終っている始末だ。^{*}

終りに

フランス革命は土地と対し、いかなる態度に出たか。上述したところを以下に整理し、結びとしよう。

いいたかった1つは、所有についてフランス革命が、これを不安定な状況に追いやりようとしたということ。周知の如く、土地所有に及ぶ拘束を排除するに際し革命は、不定期の負担の解消に大きな関心を向けていた。不定期の負担という時、革命までの段階でいえば、土地の動きを窮屈にするということを究極の狙いに設定された、一連の規制にはかならない。しかしこうした規制があることで、土地所有にある者はどれだけ彼の土地所有に安定するため救いになったことであろうか。今この、安定に必要な支えが、革命により真先に消されていった。消去すべき規制が数あるなかで革命は、土地について処分自由な環境づくりの一点に向かって、ことを運んだといっても過言ではないであろう。

とにかく革命は、土地と対する関係から、それを長期に支えてきた、所有リゴリズムを排除しようとした。革命はまた地役権についてもこの方針を貫徹すべく、地役権という場に期間という概念を持込んだ。革命までのことでは、地役権という場合、土地と対し、継続ということが重視され、たとえ欠損でも、土地の放棄が許されなかった。かかる限り、土地を介し、支配関係が恒久化されるというわけで、こうした事態に納得できないとするのがまた革命でもあった。そしてかかる事態からの救いを革命は、継続にかわるに、有期という、妥協のなかに見出そうとしたのであった。

いいたかったもう1つは、所有リゴリズムを排除した時、革命の期待した通り、土地の移動が起ったが、その結末は革命目的に反するものであったということ。周知の如く、土地の払下げが革命期を通じ、活発な土地の移動を惹起する原因になっていた。こうした、土地の払下げだが、それをめぐる、1つの争点といえば、土地の払下げが、土地所有における不均衡の是正という、革命が避けては通れない課題の解決に役立ったかどうかであろう。もっとも土地の払下げを、そのため間違いなく役立て、土地による自立をめざしながら土地の不足をかこつ者のため必要なだけ土地を買いださせる、チャンスとなすべく、それなりの配慮が、土地払下げのメカニズムのなかには折込まれ

* この結論については、本誌66巻8号に所収の私の稿「フランス革命と入会部分」参照のこと。

フランス革命の土地問題

ていた。土地所有の不均衡に泣く、従って革命が手を差しのべなければならない、購入余力に劣る者に向かって、それこそ革命は土地を引渡さねばと真剣であった。

とはいえ、土地の払下げで、土地の移動が起った時、土地所有をめぐる不均衡が是正されるどころか、ますます助長されたといっても過言ではなかった。ただかかる不均衡の起る場が、革命までのことでいえば、特権者と非特権者の間、というのに代って、革命後は、購入余力ある者と購入余力に劣る者の間、になったという、違いだけのことであった。

(経済学部教授)